

<ご注意>

カードを利用される前に、カード会員規約(以下「本規約」という。)をよくお読みください。本規約を承認できない場合には、直ちにカードを返却し入会申込みを撤回することができます。

株式会社日本保証 (旧武富士)

【カード会員規約】

第1章 一般条項

第1条(会員・契約の成立)

1. 会員とは、本規約を承認のうえ、株式会社日本保証(旧武富士)(以下「当社」という。)に対し所定の申込方法による入会申込みを行い、当社が審査のうえ入会を承認した方をいいます。
2. 本規約に基づく契約は、入会申込みを当社が承認したときに成立します(以下、本規約に基づく契約を「カード会員契約」という。)

第2条(カードの貸与・有効期限等)

1. 当社は、会員に「カードローン用カード」(以下「カード」という。)を貸与します。
2. 当社は、会員1名につき一枚のカードを発行し貸与します。カードの所有権は当社に属するものとします。当社がカードを郵送等で交付する場合には、一時的に、既に当社より貸与している他のカード(以下「旧カード」という。)と合わせ、複数枚のカードを貸与することがあります。
3. 旧カードを所持している会員は、直ちに当社に対して旧カードを返却するか、会員の責において旧カードを切断する等、使用不能の状態にして処分するものとします。
4. 旧カードの有効期限は、カードの表面上に表示されている有効年月の末日まで、又は新しいカードの交付までの期間とします。なお、新しいカードの交付手続き中に、旧カードが使用不能となる場合があります。
5. 当社がカードを貸与した場合、会員は、直ちにカードの署名欄に自己の署名をするものとします。
6. 当社より貸与されたカードの種類がICチップの組み込まれたカードの場合、会員は、ICチップの破壊又は分解、ICチップに格納された情報の漏えい、複製、改ざん、解析等を行うことはできません。
7. 会員は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、保管するものとします。
8. カード(カード上の表示事項を含む。)は、会員本人以外には使用することはできません。また、他人に対する貸与、譲渡、質入れ、担保提供等に使用することはできません。
9. 会員が本規約に違反して、カード(カード上の表示事項を含む。)を他人に使用させたこと(無断使用を含む。)による損害が発生した場合には、会員が一切の責任を負うものとします。
10. カードの有効期限は当社が指定するものとし、有効期限が表示されているカードの有効期限は、有効期限として表示されている年月の末日とします。また、表示がされていないカードの有効期限は、完済の日から5年とします。

第3条(犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認の同意)

会員は、申込みの際、犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」という。)に基づ

き、当社から本人確認を求められることに関して、以下の内容に同意します。

- (1) 会員は、運転免許証等の公的証明書(以下「証明書」という。)又はその写しの提示、提出を求められたときには、これに協力すること。
- (2) 証明書の内容を当社が確認すること及びその証明書に基づき本人確認に関する記録簿を作成すること。
- (3) 当社は、犯収法に基づき、日本郵政グループ、提携企業に対して本人確認業務を委託する場合があること。
- (4) 証明書の写しを提出した場合には、犯収法で当該証明書類の保管が義務づけられているため会員に返却できないこと。
- (5) 本人確認業務に協力しないときには、入会を断られる場合があること、及び利用を制限される場合があること。また、本人確認業務が完了していないときには、当社から金銭の借入れ(以下「カードローン」という。)の利用ができないこと。

第4条(暗証番号)

会員は、所定の方法により暗証番号を登録するものとします。会員は、暗証番号を他人に知られることのないように十分注意するものとし、会員の故意又は過失により暗証番号を他人に知られたことにより発生した損害は、会員の負担とします。なお、生年月日等他人に類推されやすい暗証番号を登録すると、不正使用の危険性があるので、極力使用しないものとします。

第5条(カードの機能)

1. 会員は、カードを利用して提携機関・提携金融機関等を通じてカードローンを利用することができます。
2. 旧カードによるカードローンの利用は、新たに交付されるカードによるカードローンの利用とみなします。

第6条(契約限度額)

1. 会員は、カードの有効期限が到来するまでの間、契約限度額の範囲内で繰り返しカードローンの利用ができます。
2. 契約限度額は、当社が決定し、会員に通知します。
3. 借入額は千円単位とし、一定期間における借入額・借入回数を当社が制限する場合があります。
4. 当社は、当社が債権保全上必要と認めるとき等、会員に通知することなく、会員の契約限度額の減額又は新たなカードローン利用の停止をすることがあります。
5. 前項による契約限度額の減額又は利用の停止事由が解消された場合には、当社は、減額前の契約限度額の範囲内で、会員の契約限度額の増額及び利用の停止の解除をすることができます。
6. 会員は、当社が特に認めた場合を除き、契約限度額を超えてカードローンを利用してはならないものとします。
7. 会員が契約限度額を超えてカードローンを利用した場合には、当社の求めに従い、当社指定の返済方法にて超過した借入残高を直ちに返済するものとします。また、当社が求めた場合には、会員に貸与しているカードを当社に返却するものとします。
8. 会員が当社から複数枚のカードの貸与を受けた場合には、これらの借入残高の合計は、当社が別に定める契約限度額を超えてはならないものとします。

第7条(カードローン利用の場所及び方法)

1. カードローン利用の場所及び方法は、次の各号に掲げるとおりです。
 - (1) 当社提携先が設置する現金自動受払機(以下「ATM」という。)にて利用(ただし、提携先機関を問わず当社が利用回数を制限する場合があります。)
 - (2) 当社に電話又はインターネット(携帯電話の電子メール等を含む。)等で申込みのうえ、会員名義の金融機関口座へ当社より送金する方法にて利用
2. 会員が本規約に基づき、会員名義の金融機関口座へ当社より送金する方法にてカードローンの利用を行う場合には、送金名義人は当社名、又は送金当日当社に在籍している社員名のいずれかとし、借入日は当社が送金を行った日とします。
3. 本規約に基づくカード会員契約に借入残高がある状態で、会員が新たにカードローンの利用をした場合には、その利用方法が当社提携先設置のATMでの利用、若しくは会員名義の金融機関口座へ当社より送金する方法にて利用のいずれであるかを問わず、その当日に従前の借入残高と新たな利用分の借入額との合計額に相当するカードローンの利用を行ったものとします。

第8条(借入利息)

1. 借入利率は、当社所定の利率を適用するものとし、会員に通知します。
2. 借入利息の計算方法は、次のとおりとします。
$$\text{借入残高} \times \text{借入利率} \times \text{利用日数} \div 365 \text{日}$$
(年365日(閏年は366日)の日割り計算)
3. 借入利率は、金融情勢の変化等相当の理由がある場合には、当社が一般に行われる程度の引下げをできるものとし、この場合、変更後の借入利率がカードローンの借入残高に対して適用されます。

第9条(返済期日)

1. 返済期日は、会員が指定した毎月の特定日(以下「約定返済日」という。)とし、貸金業法第17条第1項又は第2項の規定に基づき会員に交付する、貸付に係る契約の内容を明らかにする書面(以下「契約証書」という。)に明示します。その月の約定返済日が当社の休業日の場合には、翌営業日とします。
2. 各回の返済期日は、以下のとおりとします。
 - (1) 会員が借入残高のない状態で初めてカードローンの利用を行った場合は、利用を行った翌日より10日を経過した後、最初に到来する約定返済日を返済期日とします。
 - (2) 会員が借入残高のある状態で追加のカードローンの利用をした場合は、借入前の約定返済日を返済期日とします。
3. 約定返済日前の入金は以下のとおりとします。
 - (1) 約定返済日前であっても元本の一部または全部を返済することができるものとし、この場合返済する日までの利息を合わせて返済するものとし、
 - (2) 約定返済日の10日前から約定返済日までに返済するものとし、約定返済日の11日以上前の返済については、前月分の追加返済(任意増額返済)扱いとなり、当月分の返済とはならないものとします。
4. 月末日が31日以外の月(2、4、6、9、11月)においては、約定返済日の設定が31日の会員の約定返済日は、その月の最終日となります。また、2月(閏年以外)においては、約定返済日

の設定が毎月29日～30日の会員の約定返済日は28日となります。

第10条(返済方式及び各回返済額等の設定方式)

1. 返済の方式は、最終借入後の借入残高に対する元利定額リボルビング方式です。
2. 各回返済額(以下「基本返済額」という。)の設定方式は、次のとおりとします。
$$\text{最終借入後残高} \times \text{ミニマムペイメント率(千円未満切上げ)}$$
(ミニマムペイメント率は、元利定額リボルビング方式によって返済する場合の残元金に対する最低返済額の割合を表す値です。借入利率又は返済期間等によって変動します。ミニマムペイメント率については、会員に契約証書等の書面又は当社ホームページにて通知します。)なお、基本返済額の単位は、千円未満切上げによる千円単位で算出するものとし、最低額は1千円とします。
3. 新たなカードローンの利用その他の事由により、当社所定の計算方法による再計算が行われた場合には、基本返済額、返済回数、返済期間及び最終返済予定日は、変動する場合があります。
4. 会員は、一括払いをする場合等、基本返済額を超える任意の返済ができます。返済を行うに際しては、自身の残債務について、予め確認を行い、残債務を超える入金を行わないものとします。これに反して、会員が残債務を超える入金をした場合には、当社から会員に対して適当な手段で連絡することを承認します。
5. 基本返済額を超えて任意に返済した場合には、その後の基本返済額は、従前の基本返済額によるものとします。
6. 最終回の返済額は、基本返済額に比べ、利息計算の結果、増減があります。
7. 「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」(平成18年法律第115号)第5条の規定による改正前の利息制限法(以下「旧利息制限法」という。)第1条第1項に規定する利率を超える利息の返済義務はなく、返済は任意です。

第11条(返済方法及び返済を行う場所)

会員は、①当社店頭での現金の持参又は現金書留による送金、②当社が指定する金融機関口座へ送金による方法、③会員の指定する預金口座からの振替(ただし、預金口座振替の手続きにより、預金口座振替が開始されるまでの間、他の返済方法及び返済場所での返済を要請する場合があります。なお、預金口座振替の手続きは、預金口座振替依頼書記載の収納会社が代行するものとし、)のいずれかの方法で返済できます。なお、返済日は、当社に現金が到着した日(営業時間内に限る。)とし、返済に係る費用は会員の負担とします。

第12条(返済金の充当順序)

1. 返済金の充当は、ATM手数料等(以下、第21条にて定義する費用をいう。)、遅延損害金、利息、カードローンの元本の残高の順序で行います。なお、会員は、ATMでの返済時、画面及び取引明細書(領収証)の表示で返済金の充当内訳を確認するものとし、
2. 当社に対する返済に際して、本規約に基づくカード会員契約の債務以外に、当社に対し会員が負担する債務があり、弁済として提供した返済金が全ての債務を消滅させるに足りない場合には、会員は、他の規約に基づく債務の返済金であることが明確な場合を除き、本規約に基づくカード会員契約の債務へ優先充当を指定したものと、当社が任意に定める相当な順序と範囲内で返済金を債務に充当することを承認するものとします。

第13条(取引明細書・領収証の交付)

1. 当社は、会員がカードローンの利用を行ったときには取引明細書を、返済を行ったときには領収証(領収の事実を証する書面。以下同じ。)を発行するものとします。
2. 取引明細書及び領収証は、店頭窓口、ATM、電磁的方法(「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法をいう。)又は郵送のいずれかの方法で交付します。
3. 会員が当社名義の金融機関口座(預金又は貯金)に対し送金による方法で返済した場合には、当社は、返済者の請求があった場合に限り、領収証を交付するものとします。その場合の交付方法は、店頭での発行又は郵送による方法とします。
4. 会員に郵送した取引明細書又は領収証が当社に返送された場合には、当社は、通常到達すべきときに会員に到達したものとみなすことができます。ただし、後に会員から請求があった場合には、当社は、遅滞なく取引明細書又は領収証を再交付します。

第14条(返済内容及び借入残高の確認)

会員による返済内容及び借入残高の確認は、当社が発行する取引明細書あるいは領収証等によるものとし、以下に掲げる場合には、会員は、返済内容及び借入残高を承認したものとします。

- (1) 会員が、領収証兼お取引明細書又は領収証に署名したとき。
- (2) 会員がATMお取引明細書(領収証)を受け取ったとき。
- (3) 会員が電磁的方法又は郵送等で取引明細書あるいは領収証等を受け取った場合には、当該取引明細書あるいは領収証等の発行日より7日以内に会員から特に申出がないとき。

第15条(遅延損害金)

会員が期限の利益を喪失した場合、会員が当社に対し負担する残債務に対して期限の利益喪失日の翌日から起算して完済の日に至るまで当社所定の遅延損害金を付して返済するものとします。

第16条(期限の利益の喪失)

1. 会員は、次の各号に該当する場合には、当社からの通知又は催告がなくても当然に当社に対する債務について期限の利益を失い、残債務全額を直ちに返済することを承諾するものとします。会員は、当社が本項に基づく権利を行使しない場合でも、権利を保留していることを認めるものとします。
 - (1) 氏名、住所、勤務先等の変更があり、当社より変更届出の請求を行ったにもかかわらず、会員が14日以内に変更届出を行わなかったとき。所在が不明になったとき。氏名、住所、勤務先等の変更について虚偽の申請をしたことが判明したとき。
 - (2) 本規約の約定に基づく返済を1回でも怠ったとき(旧利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します)。
 - (3) 入会申込み及びその他申込時に、会員が当社に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (4) 当社からカードの有効期限あるいは契約限度額を超過している旨の連絡をしたにもかかわらず、カードローンの利用をしたとき。
 - (5) ICチップの破壊、分析等を行い、又はICチップに格納された情報の漏えい、複製、改ざん、解析等を行ったとき。
 - (6) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の返済を停止したとき。

- (7) 差押、仮差押、保全差押、仮処分申立て、又は滞納処分を受けたとき。
 - (8) 破産、民事再生手続開始、私的整理若しくは裁判外紛争解決手続の申立てを受け、又は自ら申立てをしたとき。
 - (9) 本規約等の義務に違反し、その違反が本規約等の重大な違反となる等、会員が当社との信頼関係を著しく毀損する行為を行ったとき。
 - (10) 後見開始、保佐開始、補助開始の審判を受けたとき。
2. 会員は、当社以外より新たな借入れを行う等により、信用状態に重大な変化があり、本規約に基づくカード会員契約の債務返済が困難になると当社が判断したとき等、会員の信用状態が著しく悪化した場合には、当社の請求により、当社に対する債務について期限の利益を失い、残債務全額を直ちに返済することを承諾するものとします。

第17条(退会及び会員資格の喪失等)

1. 会員が都合により退会する場合には、会員は、直ちにカードを返却するものとします。また、当社に対する本規約に基づくカード会員契約の債務全額を完済したうえ、当社所定の届出をするものとします。
2. 当社は、会員が次の各号に該当する場合には、会員に対して、会員資格喪失等の通知の送付の有無にかかわらず、カードの利用を停止又は会員資格を喪失させることができるものとします。
 - (1) 入会申込み及びその他申込み時に、会員が当社に虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (2) 会員が本規約に違反したとき。
 - (3) 氏名、住所、勤務先等の変更があり、当社より変更届出の請求を行ったにもかかわらず、会員が14日以内に変更届出を行わなかったとき、あるいは所在が不明になったとき。また、氏名、住所、勤務先等の変更について虚偽の申請をしたことが判明したとき。
 - (4) その他、当社以外より新たな借入れを行う等により、信用状態に重大な変化があり、本規約に基づくカード会員契約の債務の返済が困難になると当社が判断したとき等、会員の信用状態が著しく悪化したとき。
3. 会員が入会又は債務を完済した日から5年以上カードローンの利用をしなかった場合には、第1章第2条第10項に定めるカードの有効期限にかかわらず、本規約に基づくカード会員契約は終了するものとします。
4. 会員は、前項に基づき会員資格を喪失したときには、当社にカードを返却するか、会員の責においてカードを切断する等、使用不能の状態にして処分するものとします。

第18条(反社会的勢力排除条項)

1. 会員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係団体、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力団集団等、及びその他前記に準ずる者に該当する場合には、当社は、会員に対して通知通告することなく本規約に基づくカード会員契約を解除します。
2. 会員が自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行った場合には、当社は、会員に対して通知通告することなく本規約に基づくカード会員契約を解除します。
 - (1) 暴力的な要求行為

- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前号各号に準ずる行為
3. 会員は、第1項のいずれかに該当し、又は第2項各号に該当する行為をした場合には、本規約に基づくカード会員契約の債務を直ちに弁済するものとします。

第19条(債権証書及び契約証書の返還)

1. 会員が債務を完済し、当社が債権証書又は契約証書を有する場合、当社は、当該証書を遅滞なく返還するものとします。
2. 会員が債務を完済、かつ、契約が終了した場合において、当社が極度方式基本契約証書を有する場合、当社は、当該極度方式基本契約証書を遅滞なく返還するものとします。
3. 前各項にかかわらず、以下に該当する場合、当社は、債権証書、契約証書、極度方式基本契約証書を廃棄できるものとします。
 - (1) 会員が廃棄を希望されたとき。
 - (2) 会員の事情により返還できない場合、会員から保管の要望があった場合、若しくは会員から返還についてなんらの要望もしない場合、当社は会員が保管を要望したと判断し、当社において債権証書、契約証書、極度方式基本契約証書を6ヶ月間保管し、6ヶ月の保管期間を超えて会員より特段の指示がないとき。

第20条(債権保全措置)

1. 会員は、当社が債権保全上必要とする場合又は法令等に基づいて当社がその義務を履行する必要があると認められる場合には、会員の住民票、戸籍の附票等を取得することがあることを承諾します。
2. 会員は、会員が第1章第16条のいずれかに該当した場合には、当社が会員又は第三者に対して行う債権保全のために必要とする適法な措置をとることに對し、異議を申立てないものとします。

第21条(費用の負担)

会員は、本規約に基づくカード会員契約の元本、利息、遅延損害金及び返済費用のほか、法令の定める範囲で、①公租公課の支払いに充てられるべきもの、②強制執行費用、競売費用等公の機関が行う手続きに関して当該機関に支払うべきもの、③ATM手数料、④カード再発行手数料、⑤書面の再発行手数料等の費用(以下、①から⑤等の費用を総称して「ATM手数料等」という。)を負担します。ただし、当社が負担する場合には、この限りではありません。

第22条(カードの紛失、盗難及び再発行)

1. 会員は、カードの紛失、盗難、滅失、毀損等にあつた場合、直ちに当社に通知し、同時に最寄りの警察署に届け出るとともに、当社所定の紛失・盗難届を提出するものとします。
2. カードの紛失、盗難その他の事由により、第三者にカードを不正使用された場合は、一切の責任を会員が負うものとします。
3. 会員は、当社が適当と認めた場合に限り、紛失、盗難、滅失、毀損等によるカードの再発行をすることができるものとします。なお、カードの再発行には、当社所定の手続きが必要で

- す。
4. 会員の責によるカードの再発行費用については、会員の負担となる場合があります。
 5. 会員が本規約に違反、あるいは当社が必要と認めた場合はカードの使用を停止できるものとします。

第23条(届出事項の変更)

1. 会員は、氏名、住所、電話番号、勤務先、勤務地等に変更があつた場合には、変更後14日以内に当社に届け出るものとします。
2. 会員が前項の変更届出を怠つたために、当社からの通知(送付書類)、連絡等が延着した場合又は到達しなかった場合、当社は通常到達すべきときに会員に到達したとみなすことに異議なく同意します。ただし、変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

第24条(債権の担保差し入れ及び譲渡)

会員は、当社の都合により、当社が会員に対し有する本規約に基づくカード会員契約債権の全部又は一部を他の金融機関等に担保として差し入れ、又は譲渡することを承諾します。

第25条(免責)

会員は、当社及び当社提携先の営業時間内であっても、機械の故障、停電、その他当社の責によらない理由により、カードローンの利用、又は返済ができないことがあることを承認します。

第26条(外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用)

会員は、日本国外でカードを利用する場合には、外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可証、証明書その他の書類の提出を求められることがあります。また、会員は、同法令等により国外でのカードの利用を制限・停止されることがあります。

第27条(合意管轄裁判所)

会員は、本規約に基づくカード会員契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社の本社及び支店を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第28条(準拠法)

会員と当社の諸契約に関する準拠法は、全て日本法が適用されます。

第29条(本規約の変更)

1. 本規約の内容を変更した場合には、当社は、変更内容を会員に通知し、又は当社が相当と認める方法により公表します。
2. 本規約の変更内容が通知又は公表された後、30日以内に会員が変更につき異議を申立てない場合には、当該会員は、その変更内容を承認したものとみなされます。

第2章 個人情報の取得・使用・提供・登録及び預託に関する条項

第1条(個人情報)

個人情報とは、当社が本規約第2章第3条に定める事項を目的として、当社が取得、使用、提供、登録及び預託する申込人(貸金業法施行規則第10条の23第1項第3号に定める契約(以下「配偶者貸付」という。)時には、それに加えその配偶者)(申込人は、契約成立後「会員」と読み替える。以下同じ。)及び保証人予定者(保証人予定者は、契約成立後「保証人」と読み替える。以下同じ。)(以下「申込人等」という。)に関する情報で、申込書(インターネット等による当社ホームページ上の申込みを含む。)及び契約書等に記載された以下の情報です。なお、当社は、これらの個

個人情報の全部又は一部を、当社のデータベースに登録、若しくは紙媒体により一定期間これを保有します。

- (1) 申込人等が当社に届け出た氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、国籍、本籍地、配偶者情報、家族情報、生活情報、メールアドレス、勤務先(お勤め先内容)、入社年月日、就業形態、保険証種別、金融機関の口座等の情報、健康状態に関する情報
- (2) 申込人等の返済又は支払能力を調査するための申込人等の資産、負債、収入、支出等の情報、契約の履行及び権利の行使に伴う入金等の情報、職歴等の与信に関する情報及び交渉経過等の客観的事実情報
- (3) 加盟先機関及び提携先機関に登録されている申込人等の個人情報
- (4) 当社が申込人等から取得した運転免許証等(運転免許証及び運転経歴証明書をいう)、健康保険証、パスポート等本人を確認する書類に記載された情報(本籍地情報を含む。)、給与明細書、収入証明書、確定申告書等収入を確認する書類に記載された情報
- (5) 登記簿等から取得した会社情報(代表者の氏名、生年月日を含む。)
- (6) 官報等から取得した破産・免責・民事再生の情報
- (7) 電話番号帳等から取得した電話番号情報
- (8) 地図等から取得した地図情報及び表札情報
- (9) 申込人等又は公的機関から適法かつ適正に取得した住民票の写し、戸籍の附票の写し、登記事項証明書等に記載されている情報
- (10) 通話記録、防犯カメラの画像

第2条(個人情報の取得・保有・使用等及び正確性の確認)

1. 申込人等は、当社が申込人等の個人情報について保護措置を講じたうえで取得、保有及び使用することに同意します。なお、この同意は、当社がカード入会を承認しない場合、又は申込人等が入会後に退会をした場合でも効力を有するものとします。
2. 申込人等は、当社がカード入会審査、更新審査等にあたり、申込人等の自宅及び勤務先への在籍確認並びに公簿の取得等により、前項で取得した個人情報が事実と相違ないことを確認することに同意します。

第3条(個人情報の使用目的について)

当社は、申込人等の個人情報について融資業務及びこれに付随する業務において、次の使用目的の範囲で適正に使用いたします。

- (1) 与信判断のため
- (2) 申込人等との契約の締結及び貸付等に係る返済又は支払能力に関する調査のため
- (3) 当社と申込人等との取引及び交渉経過その他の事実に関する記録保存のため
- (4) 当社の与信並びに与信後における権利の保存、管理、変更及び権利行使のため
- (5) 当社の与信後の権利に関する債権譲渡等の処分及び担保差入れその他の取引のため
- (6) 当社の与信に係る金融商品及びサービスの販売、勧誘、広告及び宣伝物の送付、送信(電子メールを含む。)、ご案内のため
- (7) 当社内部における市場調査及び分析並びに金融商品及びアフターサービスの研究、開発及び実施のため

- (8) 申込人等の本籍地に関する情報については、申込人等の所在が不明となった場合に申込人等の所在を確認するため、又は申込人等の相続等に関わる調査のため
- (9) ローン契約等に保険を付する必要がある場合、申込人等に引受保険会社をご紹介するため
- (10) 当社と申込人等の契約に係る書類等の交付及び連絡等の目的のため

第4条(連絡先情報の使用)

1. 申込人等は、当社が申込人等から取得した連絡先(自宅住所、勤務先住所、帰省先住所、自宅電話番号、勤務先電話番号、携帯電話番号、PHS番号、メールアドレス等)に対して、当社が申込人等に対するカードローンの利用確認及び残債務の返済についてのご案内(返済遅延時の請求を含む。)等のカード利用上の事務連絡及び第2章第3条に定める目的のためのご案内を、電話、郵便、宅配、電子メール等の方法で行うことに同意します。
2. 前項の連絡先について申込人等から変更の申出がない場合でも、第2章第2条による方法で当社が取得した個人情報によって、当社が申込人等の連絡先に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更があったものとして取り扱います。

第5条(個人情報の信用情報機関への提供・登録・使用について)

1. (個人情報の使用)
当社は、当社が加盟する信用情報機関(以下「加盟先機関」という。)及び加盟先機関と提携する信用情報機関(以下「提携先機関」という。)に申込人等の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、返済又は支払能力を調査する目的のみに使用します。
2. (個人情報の信用情報機関への提供)
当社は、申込人等に係る本申込及び本契約に基づく個人情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、並びに申込日及び申込商品種別等の情報(以下「申込情報」という。)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)、及び取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等))を、加盟先機関に提供します。
3. (個人情報の登録)
加盟先機関の、当該申込情報の登録期間は照会日から6ヶ月以内です。また、当該個人情報のうち、本人を特定するための情報については契約内容、返済状況又は取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間、契約内容に関する情報、返済状況に関する情報、取引事実に関する情報の登録期間は契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)です。
4. (個人情報の他会員への提供)
加盟先機関は、当該申込情報並びに当該個人情報を、加盟会員及び提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関及び提携先機関の加盟会員は、当該個人情報を、返済又は支払能力を調査する目的のみに使用します。
5. (当社が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関)
当社が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関の名称及び連絡先

は以下のとおりです。

(当社が加盟する信用情報機関)

株式会社日本信用情報機構

TEL 0570-055-955 <http://www.jicc.co.jp/>

(当社が加盟する信用情報機関が提携する信用情報機関)

全国銀行個人信用情報センター

TEL 03-3214-5020 <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

株式会社シー・アイ・シー

TEL 0120-810-414 <http://www.cic.co.jp/>

6. (開示等の手続き)

申込人等は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求又は当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立てを、加盟先機関が定める手続き及び方法によって行うことができます。

第6条(個人情報の第三者への提供について)

当社は、保護措置を講じた上で以下の範囲で個人情報を以下の第三者に提供することがあります。

(1) 提供する第三者の範囲

- ① 当社ホームページに掲載している関連会社及び業務提携先
- ② 当社が資金調達する金融機関及び業務提携先
- ③ 当社が業務委託する弁護士、司法書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、測量士
- ④ ローン契約等に保険を付する場合に申込人等がご利用になる引受保険会社(損害保険会社又は損害保険会社代理店)
- ⑤ 当社が申込人等の本人確認、所在確認等のため、住民票、戸籍の附票、登記事項証明書等を申請するに際し、市区町村長又は登記官

(2) 第三者に提供される情報の内容

申込人等の申込内容(申込日、申込商品種別等の申込事実情報、第2章第1条に記載された情報(ただし、当社が信用情報機関から取得した個人情報は除く。))及び保険契約申込情報

(3) 使用する者の使用目的

第2章第3条に記載の各目的(この場合において、第2章第3条中「当社」とあるのは、「提供する第三者」と読み替える。)

(4) 提供の手段又は方法

紙媒体による受渡し又は電磁的方法等

第7条(金融商品等及びサービスのご案内について)

当社は、申込人等の個人情報について、以下の目的でも適正に使用します。ただし、申込人等が当社からの以下金融商品等及びサービスのご案内を希望されない場合は、申込人等が当社にアクセスをされた機会に金融商品等及びサービスのご案内を行うときを除き、当社からのご案内をいたしません。

(目的)当社並びに当社ホームページ等に掲載されている関連会社及び業務提携先が現在又は

将来取り扱うローン、クレジットカード等の金融商品(以下総称して「金融商品等」という。)及びサービスの販売、勧誘、広告及び宣伝物の送付、送信(電子メールを含む。)を申込人等にご案内するため。当社は、金融商品等の紹介等をするため、申込人等に対して電話やダイレクトメール等(電子メールを含む。)の手段でご連絡いたします。なお、この目的による使用に限りましては、申込人等からの申出により取りやめます。また、当社の「業務提携先」並びに「金融商品等」は当社ホームページにて公表致しております。

<http://www.nihon-hoshou.co.jp/>

第8条(個人情報の業務委託先への預託、個人情報処理の外部委託)

申込人等は、当社が本規約及び本条項に関する業務を履行するため、保護措置を講じたうえで、当該委託先に個人情報を預託する場合があることに同意します。また、当社は、保有する個人情報の処理について外部に委託するときは、必要な契約を締結し、適切な管理監督を行います。

第9条(司法機関等への開示)

申込人等は、当社が法令等の規定により、司法機関、行政機関その他の国家等の機関から要請され、要請理由が妥当と判断した場合には、当社に登録された個人情報及び本規約に基づく客観的な取引事実に関する個人情報を当該機関に開示する場合のあることに同意します。

第10条(個人情報の開示・訂正・削除)

個人情報に関する開示及び登録に誤りがある場合の訂正・削除・使用停止等のお問合せは以下のとおりとします。

- (1) 個人情報保護管理者 代表取締役社長
- (2) 問合せ窓口 第2章第19条のとおり
- (3) 申込人等は、当社に対し、自己に関する個人情報を所定の手続きに従い、開示するよう請求することができます。なお、開示については所定の手料を徴収しております。
- (4) 万一、登録内容に不正確又は誤りのあることが判明した場合、所定の手続きに従い、当社は訂正及び削除に応じるものとします。

第11条(個人情報に関する条項の不同意)

申込人等が第2章の各条項に同意しない場合には、本規約に基づくカードの入会申込受付をお断りする場合があります。ただし、第2章第7条に同意しないことを理由に当社が本規約に基づくカードの入会申込み及びこれに係る契約をお断りすることはありません。

第12条(使用中の申出)

申込人等から第2章第7条による同意を得た範囲内で当社が該当情報を使用、提供している場合であっても、申込人等から中止の申出があったときには、当社は、同申出以降、第2章第7条の使用、提供を中止する措置をとります。

第13条(契約の不成立)

申込人等は、契約が不成立の場合であっても、その理由の如何を問わず第2章第2条及び第4条並びに第5条に基づき、本規約に基づくカードの入会申込みをした事実に関する個人情報が一定期間使用されることに同意します。

第14条(個人情報の共同使用)

当社は個人情報保護方針に定める目的の範囲において、当社ホームページ等に掲載している関連会社及び業務提携先と申込人等の個人情報を共同使用する場合があります。共同使用する項目は、主に氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・会社名・資産状況など申込人等のご自身に関

する情報、融資金額、融資日・返済金額・返済日・融資利率・交渉内容などお申込み・お取引に関する情報です。なお、当社ホームページにおいて共同使用者を特定し掲載しています。

<http://www.nihon-hoshou.co.jp/>

第15条(個人情報の保護対策)

当社は、業界ガイドライン等に準拠した社内基準を定め、基本方針、規程類の整備及び実施体制の整備等の必要かつ適切な処置を講じます。

第16条(個人情報の安全管理)

当社は、取得した個人情報を適切に管理するため、法令等に基づき個人情報を取り扱う部署ごとに管理者を設置する等、組織的・人的・技術的・物理的な安全管理措置を講じます。

第17条(本条項の変更)

当社が本規約第2章の各条項内容を変更した場合、当社は変更内容を申込人等に通知又は、当社ホームページ等での公表、事務所の窓口等への書面の掲示・備付け等適切な方法により公表します。

第18条(個人情報の取扱いに関する当社の基本姿勢)

当社は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を尊重し、これを遵守するために「個人情報保護方針」を定め実行します。当社の「個人情報保護方針」は、当社ホームページ及び当社本支店における掲示により公表しております。

<http://www.nihon-hoshou.co.jp/>

第19条(第2章に関するお問合せ窓口)

第2章第10条の開示、訂正及び削除の請求、第2章第12条の使用中止の申出並びに第2章に関するお問合せ先は、本規約末尾記載のナビダイヤルとします。

【お問合せ・相談窓口等】

1. カードローンの利用(返済)についてのお問合せ・ご相談は、以下ナビダイヤルにご連絡ください。

株式会社 日本保証

〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

登録番号 関東財務局長(12) 第01509号

日本貸金業協会会員番号第002268号



0570-200010

2. 当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関の名称は以下のとおりです。

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター